

虐待防止に関する行動指針

特定非営利活動法人げんき

基本方針

特定非営利活動法人げんきが運営する児童デイサービスすきっぷグループでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。事業所内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権的侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法・児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待: 利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置:利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待:利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待防止委員会の設置

虐待防止に努める観点から、「虐待防止及び身体拘束廃止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。利用者の生活と自立を妨げることの内容、虐待防止を図ることを目的として設置します。

委員会の責務

委員会は年2回以上開催します。また、必要に応じて委員会が招集し、開催します。

【委員会の議題】

- (1)虐待防止のための計画づくり
- (2)虐待防止のチェックとモニタリング
- (3)虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討

(4)その他、利用者の人権、虐待に関わる事項

委員会は職員に倫理綱領を周知し、行動規範とするよう啓発します。また、職員に対する定期的な研修の実施を図るとともに、苦情解決体制など日常的な虐待の防止の取り組みを推進します。

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、委員会に置いても対応します。

委員会の構成

委員会の委員長は、委員会を代表し、統括します。委員長に事故がある時または、委員が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務めます。

委員会は協議の為に必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、説明または意見を聴くことができます。

虐待防止のための職員研修

虐待防止の為に研修は年2回以上実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止を徹底します。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、5年間保存します。

虐待が発生した時の対応方針

①職員等がほかの職員等による利用者への虐待を発見した場合、事業所管理者に報告します。虐待者が管理者本人であった場合は、虐待防止委員会委員長または他の委員に相談します。

②報告を受けた管理者は速やかに市町村に報告するとともに、市町村と連携して事実確認を時系列で整理します。

③事実確認後、虐待などの事象が事実であることが確認された場合には、速やかに保護者へ説明を行い、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。

④定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集します。

⑤必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

⑥虐待発生に係る記録は5年間保存します。

指針の閲覧について

当法人の虐待防止に関する指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附 則

この指針は、平成30年5月1日より施行する。

この指針は、令和5年6月1日より施行する。